

甲斐市教育委員会第2回定例会議事録

- 1 日 時 令和8年5月27日(水) 午後1時30分
- 2 場 所 竜王北部公民館3階 第1研修室
- 3 開 会 午後1時30分
- 4 出席者 【教育長】内藤和彦教育長
【委 員】小林啓子職務代理者 金子初男委員
千野国弘委員 米山祐希委員
【説明員】大寫正之教育部長 堤真由美教育総務課長
小山田拓也学校教育課長 興石文明生涯学習文化課長
広瀬修スポーツ振興課長 信田卓也学校教育指導監
- 5 傍聴人 なし
- 6 事務局 川上恵美教育総務係長 古屋善之教育総務係員
- 7 議事録署名委員の指名 A委員 C委員
- 8 前回議事録の承認 令和8年度 第1回定例会議事録 「承認」
- 9 教育長からの報告
- 10 議 題
第1号 令和8年度6月補正予算(案)について
第2号 令和8年度学校運営協議会委員の任命について
第3号 令和8年度甲斐市学校給食運営委員会委員の委嘱について
第4号 甲斐市立図書館協議会委員の委嘱について
- 11 その他
(1) 令和8年度学校基本調査結果について
(2) 令和7年度末市内中学校3年生進路状況報告
(3) 6月の行事予定について
- 12 閉 会 午後2時30分

○開 会

教育長

開会を宣する。(午後 1 時 30 分)

○あいさつ

教育長

改めまして、こんにちは。ご出席くださいますようお願いいたします。

例年実施しております市教委学校訪問が明日 28 日から始まります。これまで同様に学校の負担軽減を図るため、訪問人数の縮小、訪問時間の延長と参観する学級数を少なくすることで参観する学級の滞在時間を増やすなど昨年同様に取り組みます。訪問期間は、7 月 13 日までとなりますが、委員の皆様のご協力をお願いします。

各学校の修学旅行につきましては、中学校は予定通り終了しました。小学校も、順調に実施されており、本日も 3 校が旅行中です。6 月 3 日からの 2 校が最後となります。小中学校ともに、最高学年として、これからの学校生活にも生かせる、有意義な思い出に残る行事になっていることと思います。修学旅行は、ただ単なる思い出づくりではありません。事前事後指導と当日 3 日間での子ども同士の関係づくりで学びが広がり深まります。教科の学習では学べない貴重な活動です。意図的・無意図的活動の連続の中で、言い換えれば、指導と自らの考え、判断、行動の連続の中に、深い学びとこれからの生きる経験があるのでしょうか。成功に導くための学校でのきめ細かな事前指導と事後指導、また、健康管理等ではご家族の協力にも感謝したいと思います。

29 日からは 6 月定例議会の一般質問の受付が始まります。教育関連での多くの質問が予想されます。各部署での適切な対応をお願いします。

最後に、新聞への投稿記事を紹介します。障害がある子どもへの適切な指導と親への言葉かけ、寄り添った、支える言葉かけの大切さ、周囲の関わり方について、印象に残る記事でしたので紹介します。

先生方も、日々忙しい中ですが、自分たちが影響者になるとい

う専門家としての自覚、自信、誇りを持って子どもや保護者には接して欲しいと思います。それでは、本日も様々な視点からご意見をいただくとともに、スムーズな進行にご協力をお願いします。以上あいさつとさせていただきます。

○議事録署名委員の指名

教育長 議事録署名委員を指名します。A委員、C委員を指名します。
よろしく願いいたします。

○前回議事録の承認

教育長 第1回定例教育委員会議事録に異議のある方はいらっしゃいますか。

一 同 異議なし。

教育長 異議がないようですので、前回議事録は承認されました。会議終了後に、D委員、B委員に署名をいただきます。よろしく願いいたします。

○教育長報告

教育長 それでは、5月の諸報告をいたします。資料をご覧ください。主なものについて、ご報告いたします。

7日から8日にかけて、群馬県高崎市において開催されました関東地区都市教育長協議会総会及び研修会に出席いたしました。関東甲信越静地区278の市・区のエducational長の会議です。

14日から15日にかけて、高知県高知市で開催されました全国都市教育長協議会総会に出席いたしました。全国805の市・区のエducational長の会議です。

18日には臨時議会が開催されました。議長副議長の選出のほか、各委員会の構成などが決まりました。

19日には、社会教育委員・公民館運営審議会委員の委嘱状交付式に出席いたしました。

20日には、市交通対策推進協議会総会に出席いたしました。その場で、PTA代表から道路交通法改正に伴い自転車にも罰則規

定が定められたことから、中学生の内に自転車教室が開催されるとありがたいとの意見がありました。甲斐警察署交通課からは、学校から依頼をいただければ、指導に伺うとの回答がありました。

21 日には、中北地区租税教育推進協議会総会に出席いたしました。

22 日には、行政連絡調整委員委嘱式及び意見交換会に出席いたしました。

27 日、本日、定例教育委員会が開催されております。

19 時から、甲斐国際交流協会総会に出席いたします。

今後の予定ですが、28 日から市教委の学校訪問が始まります。初日は、双葉中学校、竜王北中学校を訪問します。委員の皆様のご協力をお願いいたします。

29 日には、関東甲信越静地区市町村教育委員会連合会の総会・研修会が新潟県上越市で予定されております。小林教育長職務代理者と出席する予定です。以上、諸報告とさせていただきます。

○議 題

第 1 号 令和 8 年度 6 月補正予算（案）について

教育長 それでは、議題に入ります。議題の審議に入る前に、議題第 1 号 令和 8 年度 6 月補正予算（案）につきましては、今後市議会など関係機関との協議を必要とする事項であることから、非公開とさせていただきますと思います。非公開とするにあたり、甲斐市教育委員会会議規則第 15 条の規定により、討論なしで採決を行います。委員の皆様にお諮りします。議題第 1 号「令和 8 年度 6 月補正予算（案）について」を非公開とすることについて、賛成の委員の挙手を求めます。

一 同 挙手

教育長 ありがとうございました。挙手多数であります。議題第 1 号を非公開とすることについては、可決されました。よって、議題第 1 号は、非公開とします。

【ここから非公開】

教育長

非公開とした議題第1号の審議が終わりましたので、これより公開といたします。

【ここから公開】

第2号 令和8年度学校運営協議会委員の任命について

事務局

(資料説明)

委員

質問が2つあります。1つ目が、属性の中で「対象学校の運営に資する活動を行う者」というのは、どのような活動を行っている方に当たるのかということと、「参加者」という方がいらっしゃるのですが、「参加者」というのは、どのような扱いなのかということをお教えいただきたいです。

事務局

「資する方々」とは、その学区にお住まいではない方々で、協力をしてくださる方々のことを指しております。

また、「参加者」ですが、今年度は竜王東小学校、また敷島中学校に「参加者」がおります。竜王東小学校の方につきましては、年齢と生年月日が入っていませんが、「参加者」につきましては、こちらの報告は求めておりませんので、空欄となっております。敷島中の「参加者」3名につきましては、地元の小学校の校長先生3名ですので、こちらで年齢等が分かるということで入れさせていただいております。「参加者」につきましては、委員の方々と同じような仕事の内容を持つものでなく、あくまで「参加者」として地域の話や学校の話聞いてもらい、協力、力添えをいただきたいという方になっております。一般的に委員の方々は学校運営の基本方針や学校評価などを承認したり、また必要に応じて校長先生に意見を述べることもできますが、「参加者」にはそれができないということになっております。

教育長

「参加者」についての規定はありますか。

事務局

はい。では資料の後ろの方に付いております協議会の規則がございます。4/5 ページの第12条第5項になります。「参加者」の方は、会長が必要と認めた時、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせることができますとありますので、先ほど意見を述

べることはできないと申したのですが、会長が必要と認めた時は意見を述べることもできるということになっております。ただ議決権を有していないということが大きな違いかと思えます。

委 員

「参加者」のことは分かりましたが、それでは学校によって「参加者」の名称の方と普通の学校の職員とありますが、それはどう違うのですか。

事務局

こちらにつきましては、敷島中学校が、校長先生また会長さんのお考えの中で、中学校に対して同じ地区に小学校が3つありますので、その3つの小学校の校長先生には一緒に参加していただき、考えていきたいという考えのもとの招集になっておりまして、竜王東小学校は地元の小学校ですので、校長先生が参加するということはありませんが、協力者のような形で、お力添えをいただきたい方を、お招きしているということになります。

委 員

「参加者」は運営協議会委員と違い任期が無いのでしょうか。また、「参加者」の位置づけはどのようなものですか。

事務局

「参加者」の方ですけども、委員の方々と同じように任命書をお出しする方になりますので、2年間の任期を務めていただくこととなりますが、先ほどの第12条にありますように、議決権を有しない方々で一緒に考えていくという意味での「参加者」という形になります。

教育長

表題には学校運営協議会委員一覧表とありますが、中を見ていくと学校によっては「参加者」という形で任命書を出している学校もあるという認識でよろしいでしょうか。

事務局

はい。

教育長

全ての学校に「参加者」がいる訳ではなく、協議会の会長や学校長の考えでそのようなこともできますということよろしいでしょうか。

事務局

はい。

委 員

「参加者」の規定は規則のどこにありますか。

事務局

資料の4/5 ページのところになります。そのページの5番目のところに書いてありますが、「会長が必要と認めた時に委員以外の者を会議に出席させることができる。」となっていますので、こちら

が会長または校長先生と相談した中で委員以外の方も呼んで一緒に考えていただくというご判断があり、「参加者」ということになっています。過去には「参加者」の方が次の年には委員になるということもありましたので、そのような意味からも委員になるための第一段階の準備と考えている節もあるかもしれません。

委 員 5 番目のところは、「意見を述べさせることができる（参加者）」
というように規則をした方が良いと思いました。

教育長 事務局は意見を参考に、検討してみてください。

委 員 「会長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させて、
意見を述べさせることができる。」とありますが「参加者」以外の
人は出席できるのでしょうか。

教育長 過去には、小学校等でも会議の議題にあわせ、それに関係する活
動をしている方に会議に出席していただいた例があります。その
会限定で、オブザーバー的に参加したと記憶しています。今回のこ
の「参加者」というのは通年で会議に参加される方になります。

それでは、その他、ご意見、ご質問はございますか。

一 同 異議なし。

教育長 ご異議なしと認めます。よって、議題第 2 号は原案のとおり承認
されました。

第 3 号 令和 8 年度甲斐市学校給食運営委員会委員の委嘱について

事務局 （資料説明）

教育長 ご意見、ご質問はございますか。

一 同 異議なし。

教育長 ご異議なしと認めます。よって、議題第 3 号は原案のとおり承
認されました。

第 4 号 甲斐市立図書館協議会委員の委嘱について

事務局 （資料説明）

委 員 会議日程や予定されていることがありましたら教えてください。

事務局 第 1 回目の会議につきましては、7 月に委嘱式を開催する予定で
ございます。予算的には年 3 回分の予算を計上しておりまして、例

年 2 回開催しておりますけれども、必要に応じて 3 回目を開催するということで、今進めているところです。以上です。

委 員 任期についてですが、6 月 15 日に任期満了ということで設定されていると思いますが、例えば小中学校の校長先生方とか人事異動との関わりもあって、これはもう元々の任期がそのような任期なのでやむを得ないと思うのですが、どういうものなのでしょう。変えていくことは可能なのでしょうか。

教育長 年度の切り替えと合わせて、任期を 4 月 1 日からに切り替えることができるかということでしょうか。

事務局 お答えします。市の条例におきまして、委員の任期は 2 年とされておりまして、欠員が生じた場合は、その残任期間ということになっておりますので、こちらの方は 6 月 16 日からが最初の任期でございますので、4 月 1 日からというように変更するのは少し難しいかと思います。

委 員 わかりました。

委 員 任期が 6 月 16 日から 6 月 15 日だと、特に校長先生方が代表として出ているところは、2 年間の間に退職されない方を選んでいるということですか。3 月で退職された場合に 3 か月ほど任期がありますよね。それは退職されてからも委員を務めるということですか。

事務局 この小中学校の代表者につきましては、学校で選出をしていただいているものでございまして、3 月 31 日に退職した場合は、4 月 1 日からの新たな方を指定していただきまして、教育委員会で委嘱するという運びになります。以上です。

教育長 先程、委員からも話がありましたが任期についての問題が解決できれば変更する必要もないのですが、今すぐには返答できませんが検討する必要があるかと思います。

それでは、その他、ご意見、ご質問はございますか。

一 同 異議なし。

教育長 ご異議なしと認めます。よって、議題第 4 号は原案のとおり承認されました。

○その他

(1) 令和8年度学校基本調査結果について

事務局 (資料説明)

委員長 前年度との比較の増減率を見させていただきますと、竜王地区の小学校は全て増加傾向にありますが、逆に中学校は3校とも減少傾向にあります。逆に双葉地区は、小学校は減少傾向にありますが、中学校は増加傾向にあります。たまたま今年度が前年度の比較でこうなっているのですが、いずれこの傾向は、中学校の方に反映されていくという理解でよろしいでしょうか。

教育長 公立小中学校の調査ですので私立進学者の影響があります。表には航空高校附属中学校が入っていますが、甲斐市内にあるためです。公立小学校の卒業生が私立の中学校に行く場合もあります。そのような生徒は表に反映されません。

事務局 昨年度と増減率を比較してみても、昨年度は特にそのような地区割での傾向というのは特に見えてこないもので、年ごとのものではないかと推測をするところです。

教育長 全体を見ますと、以前は市内で一番小さな学校は、敷島北小学校という認識でいましたが、竜王東小学校も開校したときに予想していた以上に児童数は増えていない状況が見受けられます。

その他、ご意見、ご質問はございますか。

一 同 意見、質問なし。

(2) 令和7年度末市内中学校3年生進路状況報告

事務局 (資料説明)

委員長 不登校者の進路状況ですが、例年オークルームからも定時制高校へ何人か行っていました。昨年度は定時制高校の進学はなかったということでしょうか。また、最近通信制への進学が非常に増えている印象があるのですが、一昨年度と比べて昨年度は通信制への進学は比較してどうだったのでしょうか。

事務局 まずオークルームに通っていた生徒の進学につきましてですが、C表のところですか。定時制につきましては今回各中学校からのアンケートをまとめたものとなっているのですが、この3月では0

件となっております、ご意見いただきましたように通信制課程が非常に多くなっております。

2つ目のご質問にお答えする形にもなりますが、通信制課程は、B表のところの右下にある表が2つに分かれているのですが、現在、通信制課程を用意している高校が非常に増えてきました。CMも放送されていますが、新しい学校も増えてきて、そのような学校がインターネットを通じて自宅にしながら高校の課程を修了できるということで、今、長期欠席者の生徒にとっては人気の学校となってきております。定時制が本当に次々と減ってきていて、通信制だけが増えてきているという特徴が近年見られています。

教育長

B表にあるように私立の色々な学校が出てきて、多様な学びや学ぶ場所の選択肢が増えている状況です。

委員

通信制や定時制に行った不登校の生徒が、高等学校を卒業できたかどうかの現状確認はしていますか。

事務局

通信制課程や定時制に通った子たちがその3年後、4年後にしっかりと卒業を迎えたのか、途中でやめてしまったのか、というところまでは、追跡調査が学校でもできないので、詳しい状況は分かりません。よくあるパターンは、中学校に遊びに来る子が何人かいて、「中学時代はちょっと長く休んじゃったけど今ここで頑張っているよ。先生。」などと言ってしっかり卒業する子もいれば、「途中でやっぱり辛くて辞めちゃって今働いています。」というように遊びに来てくれる生徒もいまして、実数としては分かりませんが、状況としては卒業を迎えられる子と途中で厳しくなってしまう子の両方パターンがあります。

教育長

なかなか制度として行く末を把握することは難しいです。学校に本人や家族が情報提供してくれる場合があります。

その他、ご意見、ご質問はございますか。

一同

意見、質問なし。

(3) 6月の行事予定について

事務局

(資料説明)

教育長

ご意見、ご質問はございますか。

一 同 意見、質問なし。

○閉 会

教育長 本日、本定例会に付議された議案の審議を全て終了したので、本定例会の閉会を宣する。(午後 2 時 30 分)